

笠間市教育・保育の実施に関する基準(案)  
について  
(保育の必要性の認定に関する基準)

# 教育・保育の実施に関する基準について

笠間市は保護者の申請を受け、法律に基づき教育・保育給付のための区分を認定します。

1号認定

3歳以上

保育の必要性なし  
(常に保護者がいる)

↓

教育標準時間認定  
(4時間)

【利用する事業】

- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園

2号認定

3歳以上

保育の必要性あり  
(就労等により保護者が  
保育できない)

↓

保育認定

【利用する事業】

- ・ 認可保育所
- ・ 認定こども園

3号認定

0～2歳

保育の必要性あり  
(就労等により保護者が  
保育できない)

↓

保育認定

【利用する事業】

- ・ 認可保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 地域型保育事業

非該当

フルタイム就労を想定 …保育標準時間 (11時間)  
パートタイム就労を想定…保育短時間 (8時間)

## 教育・保育の実施に関する基準(案)について

児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより  
当該児童を保育することができないと認められる場合、  
市は「保育の必要性がある」と認定します。

|                            | 国の基準  | 笠間市の基準(案) |
|----------------------------|---|-----------|
| 保育の<br>必要性の<br>認定に係る<br>事由 | ① 就労<br>フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(自営業・在宅勤務等も含む) | 国の基準どおり   |
|                            | ② 妊娠中又は出産後間がないこと  |           |
|                            | ③ 保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること              |           |
|                            | ④ 同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護していること                         |           |
|                            | ⑤ 災害の復旧に当たっていること  |           |
|                            | ⑥ 求職活動(起業準備を含む)   |           |
|                            | ⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)                                 |           |
|                            | ⑧ 虐待やDVのおそれがあること  |           |
|                            | ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること                |           |
|                            | ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合                              |           |

## 教育・保育の実施に関する基準(案)について

同じ就労等の事由でも、以下のような事由がある児童を優先して認定します。

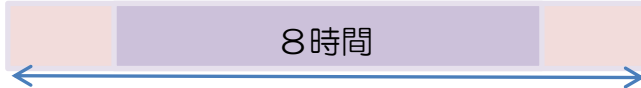
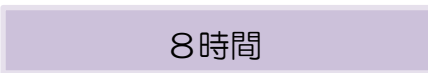
|         | 国の基準案                            | 笠間市の基準(案) |
|---------|----------------------------------|-----------|
| 優先利用の事由 | ① ひとり親家庭                         | 国の基準どおり   |
|         | ② 生活保護世帯                         |           |
|         | ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合        |           |
|         | ④ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合   |           |
|         | ⑤ 子どもが障害を有する場合                   |           |
|         | ⑥ 育児休業明け                         |           |
|         | ⑦ 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 |           |
|         | ⑧ 小規模保育事業などの卒園児童                 |           |
|         | ⑨ その他市町村が定める事由                   |           |

- 実際の認定にあたっては、現行の保育所認定と同様に、それぞれの事由を点数化して決定することが想定されます。

## 教育・保育の実施に関する基準(案)について

就労等、保護者が拘束される時間により、保育の必要量を2つの区分から認定します。

就労の下限時間は、笠間市独自に設定します。

|        | 国の基準案   | 笠間市の基準(案)  |
|--------|---|--|
| 保育の必要量 | <p><b>保育標準時間</b></p> <p>○就労時間が1か月あたり120時間程度以上</p>  <p><b>1日11時間まで、保育を利用することができる。</b> 11時間まで<br/>(それ以上の時間でも延長保育を利用できる)</p>   | <p>国の基準どおり</p>   |
|        | <p><b>保育短時間</b></p> <p>○就労時間が1か月あたり48時間(※)～120時間程度未満</p> <p><b>1日8時間まで、保育を利用することができる。</b><br/>(それ以上の時間でも延長保育を利用できる)</p>  <p>※就労時間の下限は1か月あたり48時間～64時間の範囲で市町村が地域の実態等を考慮して定めることができる。</p> | <p>○現在の下限時間は「1日5時間以上かつ月15日(月75時間)以上」である。<br/>○現在の実状と差が少なく、現在の利用者が継続して利用できる、最も妥当な時間設定を検討。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>就労時間の下限を、1か月あたり64時間「1日4時間以上、かつ、月16日以上」または「1日4時間以上、かつ、週4日以上」とする。</p> |
|        | <p>○就労以外の事由についても、例えば、親族の介護・看護においても、付き添いに必要な時間が人によって異なることから、保育標準時間、保育短時間の区分を設けることを基本とする。<br/>○ただし、「妊娠、出産」、「災害復旧」、「虐待やDVのおそれがあること」のような事由については、特段、保育標準時間と保育短時間の区分を設けず、利用者負担も一律とすることとする。</p>  | <p>国の基準どおり</p>   |